

繰延税金資産・負債の表示区分に注意

税効果会計基準改正に伴う 会計処理・開示のポイント

EY新日本有限責任監査法人
公認会計士

加藤 圭介

はじめに

●税効果会計基準等の改正による会計処理上の影響としては、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い、(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いおよび子会社の利益のうち投資時に留保しているものに関する繰延税金負債の取扱いがある。

●開示(表示・注記)上の主な変更点としては、繰延税金資産および繰延税金負債の表示区分および繰延税金資産に関する注記事項の追加がある。

2018年2月16日に、企業会計基準委員会から、企業会計基準28号「税効果会計に関する会計基準」の一部改正(以下、「税効果会計基準一部改正」といふ)および企業会計基準一部改正」といふ)および企業会計基準適用指針28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針(以下、「税効果適用指針」といふ)等(以下、あわせて「税効果会計基準一部改正等」といふ)が公表され、12月決算会社においては2019年12月期から原則適用されている。

この改正は繰延税金資産の回収可能性に関する定めを除く、日本公認会計士協会の税効果会計に関する実務指針の定めを基本的に踏襲しつつ、表示および注記事項ならびに一部の会計処理について、必要と考えられる見直しが行われたものである。また、企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(以下、「回収可能性適用指針」といふ)についても、税効果適用指針の公表に伴い、所要の改正が行われている。さらに、これらの会計基準等の改正を受け、2018年3月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令7号)が公布されて財務諸表等規則(以下、「法規」といふ)、連結財務諸表規則(以下、「連結法規」といふ)が改正されるとともに、会社計算規則についても、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令5号)(2018年3月)および「会社計算規則の一部を改正する

省令」(法務省令27号)(2018年10月)の公布により改正されている。本稿では、これらの改正後の会計基準や開示規則等を2019年12月期から原則適用する企業を対象に、それらの適用による影響および留意すべきポイントについて解説する。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

会計処理への影響と留意点

税効果適用指針は、基本的に従前の会計制度委員会報告6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針(以下、「連結税効果実務指針」といふ)および同10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」の内容を踏襲したうえで、必要と考えられる会計処理について見直しを行ったものである。したがって、基本的に従前の取扱いを踏襲していることから、会計処理に関する改正は限定的な項目に限られるものの、それぞれの改正項目については、従前に比べて追加的な判断が求められるものとなっていることに留意が必要である。